

八王子市告示第284号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成24年八王子市告示第245号により指定した区域の全部の指定を解除するもので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成24年12月20日

八王子市長 石森 孝志

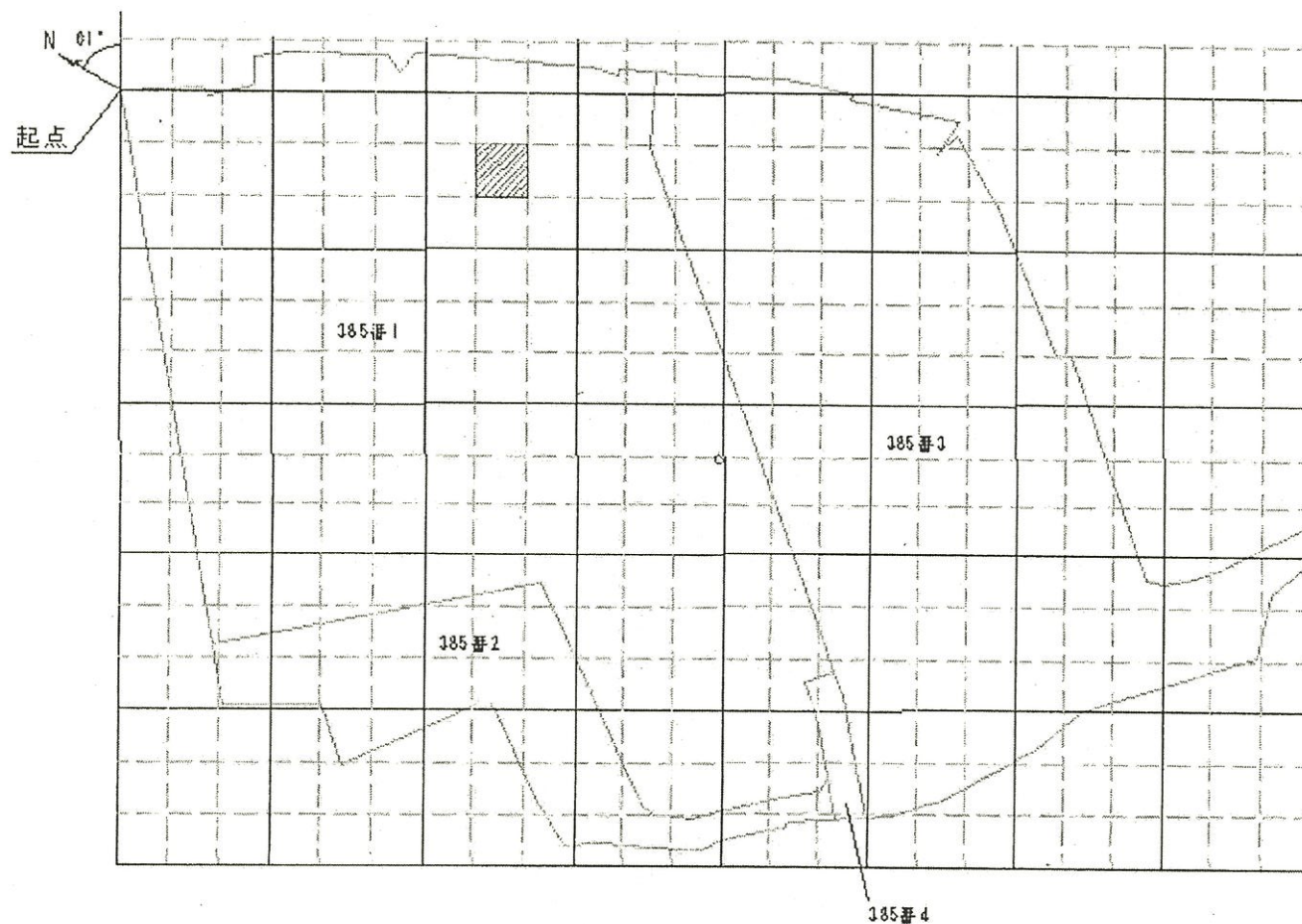
記

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり（八王子市子安町一丁目385番1の一部）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

＜問合せ先＞

環境部環境保全課

別



【起点】

起点は、八王子市子安町一丁目385番1

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに目標した角度を示す。

【凡例】

 指定を解除する区域

 筆境界

 単位区画境界